慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	Raymond Burrows; The Problems and practice of economic planning. London 1937.
Sub Title	
Author	気賀, 健三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1937
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.31, No.12 (1937. 12) ,p.1859(165)- 1862(168)
JaLC DOI	10.14991/001.19371201-0165
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19371201-0165

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

現せられざる利益を齎した際はこれを分割表示する爲めである。四の準備金の解消は利益構成の源泉ではあるが、多くの場合は費用側に於ける何等かの他の準備金勘定の增加となるものである。公表準備の廢止は問題なきも秘密準備金の廢止は頗る困難である。何となれば貸借對照表上の資產負債に就いて嚴密なる評價を行ふことを要するが故である。五の經營外的活動より生ずる收益は特別收益の本質的部分をなすもので參與による利益、證券販賣或は抽籤利益贈與其の他偶然利益、更に爲替の變動による外債の支拂額減少の利益等。六、計算的收益は通常計算に採用せられたる額にして、全然貸借對照表に關係なきか（自己資本に對する利子）或は特別計算と通常計算とに記入せられたる額（支拂利子、租稅、其の他）は二重計算を避ける爲めにこゝに其の反對記入をなして平衡を得、同時に貸借對照表上の利益と間然する所なきを期してゐるのである。即ち斯くして、本特別計算上の費用側に現はれる給付利益と特別利益との合計は貸借對照表上の利益を表明し、反對のものは損失を表明する。

ゲルストナーは更に進んで經濟計算の表式に一定の價値を與へてこれに基付いて經營比較の原則を明かにしてゐる。然しこゝではこれを省略し他の機會に讓りたいと思ふ。

以上に於いて明かなる如く現在の資本主義企業が公表してゐる損益表なるものは一見簡明にして容易に理解せられる樣に考へられるが、扨其の內容殊に利益の源泉に近付いて企業の經濟性收益性を合理的に探らんとすると以上の樣に複雜な過程を經ることを要する。これは本稿の冒頭に述べた三個の理由によるものである。而してゲストナーのこゝに示してゐる樣な方法はこれを實際に適用するに當つて諸種の困難を伴ふこと勿論である。然し、かゝる複雜な手續によつて初めて純粹なる收益性經濟性を把持することの出來る限界を示すものとして十分に價値あるものである。

Raymond Burrows: The problems and practice of economic planning. London 1937.

氣賀　健三

計畫經濟に關する研究は、近時、理論と實際の兩方面から頻りに行はれて居る。最近の社會情勢から推して如何にも尤もなことである。資本主義の危機とか、自由主義の崩潰とかいふことが盛んに稱へられて居る今日、我々の生活する此社會の混沌たる有樣を見て、其將來の爲に種々なる論策が發表されるのは、當然の次第である。諸々の社會現象を分析し說明することも必要であるが、左樣な分析や說明は總て、何か爲にする意圖なくしては無意味である。

此處に紹介するバロースの新著「計畫經濟の問題と其實際」は、此點から見て實に時代の要求に適した書物である。內容は三篇に分れ、第一篇は計畫の理論、第二篇は計畫の實際、最後の第三篇は上記二篇よりの結論として將來の豫想を述べて居る。

第一篇に於ては、先づ第一章に競爭制度の特徵と缺點とを要領よく略述する。自由競爭の制度は、若し理想的な條件の下に行はれるならば、社會に對して最大の福祉を齎らし得るものであるが、實際には、種々樣々の障害が之を妨げて居る。その障害の中には、人間自身の固有の缺點もあり、制度其物が障害を生み出すこともある。又環境

が理想的な自由の作用を許さぬ場合もある。此等の缺點は既に宏く知られて居る所であるから、茲に、バロースに據つて紹介する必要はあるまい。

第二章に於て、競爭制度に對する反動として實際に生れて來た樣々の修正案を述べる。此反動は何れも、個人的な自由活動を拘束し、其代りに團體的な共同行爲に依つて競爭制度の缺陷から免れんとする者に外ならぬ。バロースは、かゝる修正運動を三種に分ち、合理化、産業自治及びサンジカリズムとする。而して此等は總て皆獨占組織に向ふ傾向のものであると說く。

元來企業家が共同行動を取つて、合理化や産業の自治統制を計るのは、亂雜な競爭に基づく生産過剩や價格の低落、利潤の減退を防ぐことを目指すのであり、其限りに於て相當效果を收め得るものである。けれども之に依つて競爭の再發を完全に豫防することは困難であり、自己の利益を確保し得るものではない。加ふるに、それは、消費者の利益に對して必ず貢獻する所があるものではなく、資本家と勞働者の間の利害の對立を調停することは尙ほ更不可能である。勞働者側が産業自治を行ふのは、サンジカリズムに外ならぬが、之とても消費者に對する關係に於ては企業家の場合と何等異る所はない。消費組合運動を通じてサンジカリズムに進む途も考へられぬこともないが、今日の消費組合運動は純然たる資本家的組織に依賴して行はれて居るものであつて、企業家經營の配給事業と何等變る所はないのである（二六―二七頁）

バロースは結局次の樣な斷定を下す。

「産業家達が費用や內部的競爭を低下せしめようとする努力から互に聯合し合ふといふ自然の傾向は社會に取つて屢々利益に爲ることがあるかも知れないが、それと同時に危險を以て充滿して居るものであると論結することが出來るであらう。産業其自體が獨占の潛在的危險に對して備へることが出來る唯一の解毒劑は、責任ある生産者間の慈善の精神に過ぎないと思はれる」（三〇頁）と。

獨占企業家の慈善心を信用しないバロースは、次の章に於て政府の干涉政策を述べる。

彼は政府の干涉を程度によつて分類し、（a）間接の干涉、（b）産業關與、（c）公企業の三種とする。此中（a）に屬するものは今日實際社會に於ては頗る範圍が廣く行渡つて居る。バロースは此三種に就て實例を以て說明を加へて居るが、結局に於ては餘り贊成して居らぬ。國家の干涉は直接にせよ間接にせよ、惠まれたる一部の者のみが利益を得るに至ると見て居る。（四〇頁）加ふるに一つの干涉は更に他の干涉を要求することになるのであるが、國家が個人企業家よりも優れたる能率を發揮するといふ保證もないのであるから、全體的に國家の干涉を推奬することは到底是認出來ないのである。それよりも干涉といふ姑息な方法を止めて國家計畫經濟を採用する方がよいではないかといふことに爲る。

第四章は、自由競爭の全くない國家獨裁の經濟組織を論ずる。バロースは、之に關して、從來の多數の計畫經濟批判者が下すと同樣の論調を以て述べて居る。即ち斯かる社會に於ては經濟的計算が困難であり、生産に對する刺戟が少なく、消費者の利益は餘り尊重されることなく、分配の方法も亦不平等を免れることは出來ず、加ふるに、生産當局者の權力の誤用濫用の弊は、何等經濟的福祉の增加に貢獻し得ないであらうと說いて居る。

第二篇に於ては、世界各國の統制經濟の現狀を說明する。英國に關して最も精しく、外に、濠洲と新西蘭、米國、伊太利、露西亞に就て略述し、更に波蘭、スエーデン、日本、獨逸、白耳義、チェッコスロバキアを一括して述べる。大戰後、世界的恐慌を切拔けて今日に至るまでの世界各國の經濟政策の鳥瞰圖たる觀がある、各國は何れも國家の

干渉を擴張して統制經濟を採りつゝあるが、英國はそれでも未だに自由放任主義の最後の城砦たる觀があるといふ。吾々は此等諸國の經濟政策を讀んで、伊太利の組合國家、米國のニュー・ディール、ソウエート聯邦の內情等に就て一通りの知識を要領よく知ることが出來る。

第三篇は再び理論的研究に戻つて、著者自身の意見を述べて全卷の結論とする。私的營利企業の自由競爭は、社會全員の消費欲望によく應へ且つ之を增進することに成功した。然るにそれは次第に種々の制限や獨占を生み且つ之を必要とするに至つた。が企業家自身の側よりする統制策は、初めの樣に消費者に滿足を與へないで企業者側のみの利益の爲に行はれることの多いものであつた。此處に於て國家の爲す統制又は計畫が必要となつたのである。バロースは戰後、國家が國內、國際の兩分野に於て干涉することの事例を指摘する。而して自由放任主義への復歸が認むべからざるものであると斷ずる。今日の自由競爭の弊害は多く、自由競爭自體が生み出したものである。現今の不平等、不自由の世界に於て再び自由放任へ戻ることは決して眞の自由競爭を齎らし得ないといふのである。（二六七頁）然らば計畫經濟はどうかといふに、之亦彼の贊成する所とならぬ。生產と消費とを計畫的に定めてしまふことは、欲望を充分滿たすことも、生產的資源を能率的に利用することをも不可能にする。此點では競爭的價格組織に優る效果を示して呉れるものはないのである。

結局、吾々の取る可き道は、現存制度の上に立ち、其長を採り、短を棄てるといふ修正主義であり、個人主義と集產主義の中道を歩むべきであるといふ折衷主義に落着くことに爲る。

Dr. G. Kurt Johannsen and H. H. Kraft; Germany's Colonial Problem. 1937. (Das Kolonialproblem Deutschlands. 1936.)

山本　登

一九三三年ヒツトラーを宰相とするナチス獨裁權の確立以來獨逸の外交政策は次の三原則を中心に遂行され來つた。即ち其の（一）は獨逸民族の團結であり、（二）はヴエルサイユ條約の廢棄、（三）は世界大戰による失地の回復、である。而かも最近に於ける植民地再分割問題乃至は原料資源再分配問題の擡頭と共に、英米佛を中心とする現狀維持派と日獨伊を包含する現狀打破派の世界的な對立に關する論議は、所謂「持つ國」と「持たざる國」或は「滿足國」と「不滿足國」と云ふ一對の流行語を生んで世界を風靡するかの如き感がある。其の中に在つて獨逸は「持たざる國」側の最も有力なる代表者として自他共に許すかの如く行動し其のヴエルサイユ條約への反擊或は舊獨領植民地返還の要求は益々熾烈の度を加へつゝある。斯かる秋に際して茲に紹介せんとする Dr. G. Johannsen & H. H. Kraft; Germany's Colonial Problem. 1937. (Das Kolonialproblem Deutschlands. 1936.) は獨逸側よりの主張を理解する手引として好箇の小著と云ふ事が出來やう。「持たざる國」獨逸は如何に世界に向つて求めるか。我々は本書の內容を概觀する事に依つて之を明らかにしやう。

Johannen and Kraft; Germany's Colonial Problem. 1937.
(Das Kolonialproblem Deutschlands. 1936.)